第29号の２（第31条関係）



６　一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

７　表紙、裏表紙及び１面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

第29号の２（第31条関係）



６　一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

７　表紙、裏表紙及び１面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。